

# 第7期 秩父別町 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

## 1 計画の基本事項

### (1) 計画策定の趣旨

<現状>

■ 高齢化率 4割以上

■ 高齢者のいる世帯 6割以上

↓ <見込>更なる高齢化・高齢者のみ世帯の増加

地域と一体になった高齢者福祉の取組が課題に

<第7期>

**従前の取組を土台とし、各施策の展開により心かよいあう高齢者福祉のまちづくりを推進**

### (2) 計画の位置づけ

■ 高齢者保健福祉計画…老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」

■ 介護保険事業計画…介護保険法第117条の規定に基づく計画

■ 計画の期間…平成30年度～32年度の3年間

## 2 高齢者等の現状と将来推計

### (1) 人口・世帯の状況等

<人口>総人口：減少傾向 < 高齢者人口：微減傾向

⇒今後更に高齢化（特に後期高齢化）が進行するものと推測される

<世帯>総世帯：減少 ⇔ 高齢者のいる世帯：増加

⇒高齢単身世帯の増加が顕著となっている

### (2) 在宅介護実態調査（在宅要介護者を対象に実施）

■ 世帯類型…高齢者のみの世帯とその他の世帯が半々

■ 家族・親族からの介護の頻度…ほぼ何らかの形で家族・親族からの介護を受けている

■ 主な介護者の年齢…7割が60歳以上⇒今後、**老老介護の増加**が見込まれる

■ 家族介護の継続性

・ 6割以上が働きながら介護を行っている

・ 介護を理由に離職した人は1割強にとどまっている

・ 今後とも在宅介護を継続したい人は6割5分

⇔仕事と介護の両立を「なんとか続けている」という人が4割（「問題はない」は6割）

⇒今後**家族・親族の介護負担が高まる**ことが推測される

### (3) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査（高齢者単身世帯、在宅要支援者を対象に実施）

#### ■生活状況・身体状況等

・ほぼ自立した生活を送っているが、外出機会が減少した、転倒に対する不安がある、固いものが食べにくくなった、物忘れが増加した等の回答

⇒**身体機能の低下等の恐れ**があり、**介護予防事業等の推進の必要性**がある

・健康状態…半数以上の人が高血圧。次いで筋骨格の病気、目の病気が多い

#### ■地域活動等

・サークル・クラブへの参加は2~3割

・半数以上が住民有志のグループ活動への参加意思は持っているが参加につなげていない

・住民有志でのグループ活動の企画・運営への参加意思がある人は3割以下

⇒サークルやクラブ等**生きがい活動への参加促進の必要性**がある

・周りとの関わり合いについては、親族とつながっているほか友人・近隣とも関係を築いている

⇔体調を崩した際に助け合う人がいないという人もおり、**更なる互助の必要性**がある

### (4) 被保険者・要介護者の現状と推計

・第1号被保険者数⇒**今後緩やかに減少**する見込み

・要介護認定者数…概ね160人~170人で推移

・要介護認定率…16.5%~17%で推移（全道平均20%、全国平均18%）

⇒**後期高齢化により、認定者数の増加・認定率の上昇**が見込まれる

## 3 第6期計画期間における取組と課題

#### <取組>

- ・介護（介護予防）サービス給付
- ・介護予防事業
- ・包括的支援事業
- ・高齢者保健福祉事業
- ・社会教育事業、住民主体の取組への支援

#### <課題>

- ・介護予防事業の更なる推進
- ・要介護状態になる原因疾患等の予防・早期発見・重症化予防
- ・自主活動や生きがい活動の創出への支援
- ・利用しやすい生活支援サービスの提供
- ・地域による見守りと行政・地域包括支援センター等による支援の連携
- ・介護者の負担軽減への支援
- ・医療機関やリハビリテーション専門職との連携
- ・新規に体制整備をした事業の円滑な推進

## 4 第7期計画の理念・方針と主な取組

### (1) 基本理念

# 心かよいあう高齢者福祉のまちづくり

### (2) 計画推進の方針と取組

基本理念	計画推進の方針	主な取組
心かよいあう 高齢者福祉の まちづくり	<b>1 介護予防と健康づくりの推進</b>	
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・生活支援サービス事業（ホームヘルプ、デイサービス等）</li> <li>・一般介護予防事業（ふれあい・いきいき広場、まるごと元気運動教室等）</li> </ul>
	(2) 高齢者の健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種検診、予防接種</li> </ul>
	(3) 高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育事業</li> <li>・生きがい創出への支援</li> </ul>
	(4) 適切なサービス提供の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付適正化事業</li> <li>・介護従事者の確保対策</li> </ul>
	<b>2 安心できる地域生活の確保</b>	
	(1) 生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー見守り協議会事業</li> <li>・生活支援コーディネーター配置</li> <li>・配食・除雪サービス事業</li> <li>・温泉入館料助成事業・タクシー助成事業</li> </ul>
	(2) 高齢者見守り・互助体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー見守り協議会事業（再掲）</li> <li>・認知症高齢者SOSネットワーク</li> <li>・緊急通報システム、ちつぶQ救ボトル</li> </ul>
	(3) 住みよい住環境整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅リフォーム補助金</li> <li>・高齢者グループハウスの運営</li> </ul>
	<b>3 認知症対策の推進</b>	
	(1) 認知症への理解促進と早期支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座</li> <li>・認知症初期集中支援推進事業</li> <li>・認知症地域支援推進員の配置</li> </ul>
	(2) 認知症介護者支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談業務</li> <li>・家族介護用品支給事業</li> <li>・シルバー見守り協議会事業（再掲）</li> <li>・認知症サポーター養成講座（再掲）</li> <li>・認知症地域支援推進員の配置（再掲）</li> </ul>
	<b>4 地域包括ケアの充実</b>	
	(1) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携推進事業</li> </ul>
	(2) 地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的支援事業（従来事業）</li> <li>・地域ケア会議</li> <li>・在宅医療・介護連携推進事業（再掲）</li> <li>・生活支援体制整備事業（再掲）</li> <li>・認知症総合支援事業（再掲）</li> </ul>

## 5 介護保険料の設定

### (1) 介護（介護予防）給付費等の推移・推計

<第6期の状況>

- 平成27年度…給付費が最大に（実績 2億8,168万円）
  - 平成28年度…給付費が急減（実績 2億5,213万円）
  - 平成29年度…平成28年度の水準よりも利用が伸びてきている（見込 2億5,380万円）
- ↓
- 平成32年度…推計 3億386万円

<第7期の推計の方向>

**サービス利用の増加傾向が継続するものと見込み、平成32年度には平成27年度よりも給付費が増加するものと推計**

### (2) 介護保険料の推計

<保険料の成りたち>

A	標準給付費	872,875,000	(単位：円)
B	地域支援事業費	48,518,000	
C	1号被保険者負担分	211,920,390	… (A + B) × 23% (1号被保険者負担割合)
D	調整交付金（標準の割合5%を超える分）	37,065,750	
E	介護給付準備基金取崩	12,565,000	
F	保険料収納必要額	162,289,640	… C - D - E
G	第7期介護保険料基準額（月額）	<b>4,950</b>	… F ÷ 被保険者数（3年間の累計） ÷ 12ヶ月

【参考】 平成37年度介護保険料基準額（月額） 7,375円

<所得段階別保険料>

所得段階	対象者	調整率	保険料（年額）
非課税世帯	第1段階 ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.5	29,700円
	第2段階 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.75	44,500円
	第3段階 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.75	44,500円
課税世帯	第4段階 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9	53,400円
	第5段階 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額×1.0	59,400円
本人が課税者	第6段階 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	71,200円
	第7段階 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.3	77,200円
	第8段階 本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.5	89,100円
	第9段階 本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上	基準額×1.7	100,900円